

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十九号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(家畜保健衛生所長への委任) 第十五条 (略) 一・二 (略) 三 (略) 一四 (略) 一五 第二十五条の二第一項の規定による開設の許可に係る変更の届出並びに同条第二項の規定による家畜人工授精所の廃止、休止及び再開の届出の受付 一六 (略) 一七 第三十四条第三項及び第四項の規定による報告の徴収 一八 (略) 一九 第三十五条の四第二項の規定による回収及び廃棄その他必要な措置の命令 二〇 (略) 二一 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p>	<p>(家畜保健衛生所長への委任) 第十五条 (略) 一・二 (略) 三 (略) 一四 (略) 一五 (略) 一六 第三十四条第二項の規定による報告の徴収 一七 (略) 一八 (略) 一九 (略) 二〇 (略) 二一 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二十九条の規定による免許証の書換交付及び再交付（当該家畜保健衛生所の長が行う免許に係るものに限る。）</p>

<p>六 広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第六十二号）第二十条の規定による報告の徴収</p> <p>七―九（略）</p> <p>十 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与 第三号(三)、(六)及び(九)</p>	<p>六 広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第六十二号）第十八条の規定による開設事項の異動の届出の受付</p> <p>七―九（略）</p> <p>十 本条中の事務のうち、次に掲げるものに係る行政手続法第十三条第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与 第三号(三)及び(五)</p>
--	--

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（農林水産事務所長への委任） 第十三条（略）</p> <p>一―十二（略）</p> <p>十三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 第八十条第一項の規定による相続又は法人の合併等によつて取得した個別漁業権の届出の受理（第六十条第五項第五号の規定による内水面に係るものを除く。）</p> <p>(二) 第八十七条の規定による休業の届出の受理（第六十条第五項第五号の規定による内水面に係るものを除く。）</p> <p>十四―七十（略）</p>	<p>（農林水産事務所長への委任） 第十三条（略）</p> <p>一―十二（略）</p> <p>十三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十五条の規定による休業の届出の受理（同法第八条第三項の規定による内水面に係るものを除く。）</p> <p>十四―七十（略）</p>

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和二年十二月一日